

在留邦人の皆さまへ

この度は当館メールマガジンに御関心をお持ちいただき感謝申し上げます。

当館としては、今後とも皆さまの声を大切に、領事関係情報を中心として定期的な情報提供を図っていきたくて考えておりますので、御意見・御要望等があれば、随時お寄せくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 選挙権年齢の引き下げについて

公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。これに伴い、在外選挙人名簿の登録申請は、2016年6月19日において満18歳以上で、所定の要件を満たす方であれば、本年6月19日（改正法公布日）以降受付が可能となりました。満18歳以上で、在外選挙人証をお持ちでない方は当館において手続をしてください。

2. 警察証明書申請に当たっての本人確認について

警察証明書の申請に当たっては、申請人本人の確認が義務付けられています。申請前には予め申請用紙等を当館HPからダウンロードし、電話予約を取った上で、来館日を決めてください。

3. パスポートの仮申請制度について

本制度は、遠隔地にお住まいの方に便宜を図るためのものです。事前に郵便で仮申請を行い、後日来館された際にパスポートを受領することができます。通常2回の来館を1回で済ませることができます（ただし、交付予定日に来館されない場合には、申請を辞退したのものとして扱われますので、御注意ください。）。

本制度の対象となる地域は、ギズボーン郡、ホークスベイ郡、タラナキ郡、マナワツ・ワンガヌイ郡、タラルア郡、サウスワイララパ郡、マスタートン郡、カンタベリー郡を除く南島となります。

メールアドレスの変更を御希望の方は、こちらから変更できます。

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/update?emb=nz>

配信解除を御希望の方は、こちらから配信を停止できます。

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/delete?emb=nz>

在ニュージーランド日本国大使館

電話：04-473-1540

FAX：04-471-2951

Email：consular@wl.mofa.go.jp

URL：http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html